

令和 7 年第 2 回定例会

## 都市建設常任委員会会議概要

委員長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

**1 開催日時** 令和7年6月12日（木曜日）午前10時24分～午前11時13分

**2 開催場所** 第4委員会室

**3 審査案件**

議案第114号 公有水面埋立てに係る意見について

請願第4号 新産業立地区域等の整備提案協議を求める請願

**4 報告案件**

（1）青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく  
規制区域（素案）について

（2）事故の報告について

（3）戸山中央公園の施設被害について

（4）浜田中央公園の施設被害について

（5）事故の報告について

（6）事故の報告について

（7）事故の報告について

**○出席委員**

委員長 渡部伸広

副委員長 里村誠悦

委員 赤平勇人

委員 中村美津緒

委員 木戸喜美男

委員 工藤健

委員 長谷川章悦

委員 花田明仁

**○欠席委員**

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

企 業 局 長 鈴 木 裕 司  
都 市 整 備 部 長 中 井 諒 介  
都 市 整 備 部 理 事 土 岐 政 温  
浪 岡 振 興 部 長 奈 良 英 文  
水 道 部 長 舘 山 公  
交 通 部 長 高 野 雅 子  
都 市 整 備 部 次 長 櫻 田 文 明

水 道 部 次 長 川 上 連 太 郎  
水 道 部 参 事 森 田 新  
都 市 政 策 課 長 武 田 泰 孝  
道 路 維 持 課 長 兼 道 路 補 修 事 務 所 長 葛 原 積 範  
交 通 部 管 理 課 長 今 村 剛 志  
関 係 課 長 等

**○事務局出席職員氏名**

議 事 調 査 課 主 査 石 田 彩 美

議 事 調 査 課 主 事 笹 雄 貴

**○渡部伸広委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 114 号「公有水面埋立てに係る意見について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 議案第 114 号「公有水面埋立てに係る意見について」御説明申し上げます。

配付資料の「公有水面埋立てに係る意見について」を御覧ください。

初めに、「1 経緯」についてですが、青森港は令和 6 年 4 月 26 日に県内初、全国で 6 例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港、いわゆる基地港湾といたしまして、国土交通大臣から指定されております。

青森港油川地区では、国や県におきまして令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間で、基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深 12 メートルの岸壁整備や埠頭造成工事が行われることとなっております。

岸壁整備に先立ち、事業主体である国土交通省東北地方整備局では公有水面埋立法第 42 条に基づき、令和 7 年 2 月 18 日に港湾管理者であります青森県に対し、公有水面埋立承認を出願しており、それに伴い、同法第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 14 日に港湾管理者である青森県から地元自治体である本市に意見を求められたところであります。

次に、「2 埋立承認の内容」についてですが、埋立て位置は配付資料 2 ページ目の赤線で示しておりますとおり、油川埠頭水際線部分の面積約 0.19 ヘクタールで、埋立て工事に要する期間は 3 年となっております。

提出された埋立承認願書では、騒音、振動、水質等の環境への影響について検討がなされており、埋立てによる影響は小さいと評価されております。

「3 埋立の理由」についてですが、洋上風力発電設備の基地港湾では、部材運搬船の最大船型に対応した係留施設を水際線に築造する必要がありますが、本港の水際線は既に埠頭用地、港湾関連用地及び緑地として利用されておりますことから、新たに公有水面の一部を埋め立てることで、その用地を確保するとされております。

最後に、「4 公有水面埋立てに係る市の意見」についてですが、埋立ての理由のほか、埋立て工事の実施と埋立地の存在及び供用が環境に及ぼす影響について予測・検討がなされており、本事業を実施していくに当たっては周辺環境に十分配慮し、工事中においては必要な対策や十分な環境監視を行い、環境の保全に努めることとされていること、また、同法第 3 条第 1 項の規定により、本年 3 月 14 日から 4 月 3 日まで公衆の縦覧に供した際に意見等の提出がなかったことなどから、本市といたしましては公有水面埋立てについて異議なしとすることとし、意見の提出に当たりましては、同法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を経ることとなっております。

ので、議案として提出したものであります。

以上、議案第 114 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

**○渡部伸広委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 前回の 3 月議会にも同趣旨といいますか、隣といいますか——の場所が出された際に、共産党会派としては反対だということを述べました。

このことについて、考えは変わらないわけですが、ましてや今ホタテがかなりデリケートな状況なので、そうした不安要素をつくるべきではないという立場ですが、前回とはまた別に、今回出してきた理由、つまり、前回一緒にこれを出すこともできたのではないかと思いますけれども、その考え方はどういうふうになるんでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** まず 2 点——タイミングの問題は大きくあるところですけれども、まず事業主体が異なることでありまして、今回護岸の代わりに岸壁を整備して、地耐力強化を行う施工主体は国土交通省東北地方整備局であります。

そして、前回御議決いただきました隣の船だまり部分の埋立てにつきましては、青森県が港湾管理者として埋立てを行うということで、事業主体が異なるものであります。また、国以外の者が埋立てを行う場合は、港湾管理者である県の許可になるので、前は許可の対応になったわけですがけれども、国が行う場合は承認という形になりますので、そういった法制度上の違いもあり、今回は分けて、県で手続がなされていると。県の手続に合わせて、直近の議会で御議決いただくことになっておりますので、今回、議案として出させていただいたものであります。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** もう 1 点、私もここの、いわゆる木材港のところをよく通るんですけれども、この当該箇所は、もう既に何て言うんでしょう、海面にバリケードといいますか、ブイといいますか、そういうふうにもう、この議決の前に手がついているようなイメージを私は持ってしまったんですけれども、その部分はいかがなんでしょう。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** こちらの工事につきましては、今回の埋立ての対象が既に護岸であったところ——護岸が、もともと土地として、されていない部分になりますので、護岸の部分の岸壁にすることで、土地として新たに発生することから、今回、公有水面埋立てが必要になったものであります。

現在行われている工事で、赤平委員御指摘の部分のブイというのは汚濁防止膜のことを指すかと思うんですけれども、いわゆる護岸の裏込め等の部分の撤去工事を

行っておりまして、裏込めの土砂を掘削・運搬している状況になっておりまして、今回御議決いただく公有水面埋立法に基づく埋立てというのは、岸壁の整備の部分に対する埋立てでありますので、今回の許可の部分ではない工事で、工事自体、一般的に公有水面埋立法の許可や承認、議決を経るというプロセスがありませんので、先になされているものであると承知しております。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 話は分かりました。

ただ、前回と同じように繰り返しになりますけれども、ホタテなどの影響も踏まえて賛成はできかねます。

最後に要望ですけれども、この工事に関連して、今、油川で、不安がかなり広がっていて——というのは、県が様々事業の説明をしたりだとか、土砂をどこに仮置きするだとか、そういった関連をめぐって、説明の食い違いといいますか、そういうのがいろいろ起こっていて、住民からもかなり不安の声は寄せられておりました。なので、市としても事業主体である県なり、あるいは国だったら国なりに、ちゃんと丁寧な説明を逐一やっていただくように、ホームページ等で公表はしていると言いますが、やっぱりそれだけでは不十分だと思うので、住民に丁寧に説明していくようにということを、しっかりと促していただきたいと要望しておきます。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言ありませんか。中村委員。

**○中村美津緒委員** 私からは、以前と変わらないんですけれども、私はよく新城にあります健康ランドのサウナに行くんですけれども、そのサウナによくホタテの漁師が来るんですね。そのホタテの漁師が言っていましたけれども、養殖に伴うホタテの貝だとか出たものをお金を払って、陸に捨てている。でも、それは本来であれば、ホタテ養殖に必要なプランクトンだとか、その餌になるものをわざわざお金を捨てておかに捨てる。陸奥湾はとても良質なミネラルたっぷりのプランクトンだとか、餌が陸奥湾にいる中で、わざわざコンクリートだとか、砂利だとか、石を使ってまで陸奥湾を埋め立てする——理解に苦しむという漁師もいるので、私は今回の件に関しては反対の立場でしたので、まず意見として言わせていただきたいと思います。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第114号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**渡部伸広委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 114 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 4 号「新産業立地区域等の整備提案協議を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 請願第 4 号「新産業立地区域等の整備提案協議を求める請願」につきまして、本市の考えを御説明いたします。

本請願につきましては、前回令和 7 年第 1 回定例会におきまして、同じ請願者から同様の趣旨の請願が提出されており、不採択となりましたが、今回の請願では新たな主張をされておりますので、その内容に従い、順次御説明いたします。

本市の考えにつきましては資料を御準備しておりますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。

この資料の流れに沿って御説明いたします。

初めに、「1 請願の内容」といたしまして、「(1) 請願の趣旨」について、請願に記載の順に御説明してまいります。

本市は今年で開港 400 年を迎え、青森港の整備が進み、現在西部地域では、油川埠頭の国際物流ターミナル化や洋上風力発電の基地港湾の整備が進行中であるとしており、①として、これに伴い、洋上風力発電の基地港湾の工事中及び整備後の風力発電設備組立て場のバックヤードの確保が必要となっており、その具体的な動きとして、臨港道路 1 号線西側の農地部で借地契約が進められているとしております。

②として、臨港道路 1 号線西側の農地部は、市施行の石江土地区画整理事業により農業用水が切断された農地であり、新青森駅周辺地区という立地条件から都市的土地利用への転換が容認された土地と考えるべきとしております。

③として、バックヤードの土地利用は時系列的に、第 1 段階として、港湾工事の資材置場やコンクリート護岸ブロックの製作場、第 2 段階として、埠頭整備後の風力発電設備組立てのための関連事業者用地、第 3 段階として、洋上風力発電設備完成後のメンテナンス事業者や関連新産業の立地区域として変化するとしております。

④として、これらバックヤード整備が必要な理由は、魅力的で活力ある青森市再生のため、洋上風力発電関連の新産業立地実現の先行的受皿整備が急務なためとしております。

⑤として、一方、一般国道 7 号青森西バイパス沿道は、市街化調整区域の沿道開発許可により、無秩序に開発され、近隣の市民からは、みすばらしいとまで言われており、都市計画法の基本理念である合理的土地利用とは言えず、一般国道 7 号青森西バイパス及び臨港道路 1 号線沿道は、青森の玄関口にふさわしい景観整備が市民から求められているとしております。

⑥として、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指した青森市の都市再生の理

念に基づき、主に農用区域に指定されている新城川沿いの一帯は、洋上風力発電関連の新産業立地のための都市基盤整備、一般国道7号青森西バイパス及び臨港道路1号線沿道は、無秩序に市街化した土地の敷地整序及び景観整備を推進することが目的であるとしております。

⑦として、なお、これらの実現に向けては、都市計画提案制度の活用を想定しており、都市計画提案に当たっては、対象地区の土地所有者のおおむね全員の同意を得ることが可能と見込まれているとしております。

資料2ページを御覧ください。

以上の請願の趣旨を踏まえ、「(2) 請願事項」としては、①として、主に農用区域に指定されている新城川沿いの一帯は、油川埠頭の整備に関連するバックヤード等後背地の整備により、洋上風力発電事業関連の新産業立地のための基盤整備された土地を確保、②として、一般国道7号青森西バイパス及び臨港道路1号線沿道は、敷地整序による秩序ある市街地の再開発、観光客をおもてなしする青森の玄関口としての沿道景観整備、以上を実現するため、市街化調整区域である一般国道7号青森西バイパス北側及び臨港道路1号線西側の地区において、都市計画提案制度により、地区計画を都市計画に定め、同意施行者による民間主導の敷地整序型土地区画整理事業の実施提案について、早急に関係機関との協議を進めることとしております。

それでは、請願に対する本市の見解を順次御説明してまいります。

初めに、「(1) バックヤードの整備が必要との主張について」です。これは、請願の趣旨①、③、④に関連するものであります。

港湾管理者である青森県に見解を伺いました。青森県の見解では、「バックヤードに関する話題は、地域住民の誤解を招きかねないことや、基地港湾整備へ影響が出る恐れがあるため、前回令和7年第1回定例会における『油川埠頭のバックヤードの整備を求める請願』についても、県としては、かねてから注視していた」、「洋上風力発電施設の部材は、陸上輸送が困難なものばかりであることから、大型船で海上輸送により油川埠頭へ運搬される」、「ブロック製作等、油川埠頭の関連工事の一時的な候補地として、請願の対象地区の一部の借地について、県が不動産会社経由で地権者へ打診し、借地契約の協議をした経緯はあるものの、結果として使用しない旨を不動産会社に回答している」、「請願者から県に対しバックヤードに関する問合せがあり、県では、バックヤード等に係る動きについては、基地港湾に指定された油川埠頭以外で『動きは無い』と請願者に回答している。また、県において、改めて発電事業者（つがるオフショアエナジー共同体）に対し、請願の対象地区でのバックヤードとしての使用の有無について確認したところ、発電事業者からは、対象地区を使用する予定は無いとの回答があった」。以上のことから、県としては、請願者が主張しているバックヤードの確保の必要性に疑義があるとともに、県が請願の対象地区を使用しないことを回答したにも関わらず、対象地区がバックヤードと

しての使用の動きがあると解釈していることに対し、非常に困惑しているとのこととであります。

次に、資料３ページを御覧ください。

「(２) 臨港道路１号線西側の農地部は、農業用水が切断された農地であり、都市的土地利用への転換が容認された土地であるとの主張について」です。これは、請願の趣旨②に関連するものであります。

当該農業用水路については、石江土地区画整理事業の施行に伴い、石江水利組合及び土地所有者と協議し、土地所有者に対し稲作の農業廃止補償を行った上で、廃止した経緯があり、現在は畑として耕作されています。

このことから、現在は、農業用の利用を確保すべき農用地区域として、畑としての土地利用がされており、本市としては、農業用水路が廃止されたことのみをもって、都市的土地利用への転換が容認された土地であるとの請願者の主張には疑義があります。

次に、「(３) 対象地区が『合理的な土地利用』がされていないとの主張について」です。これは、請願の趣旨⑤に関連するものであります。

都市計画法第２条の都市計画の基本理念では、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする」と規定されております。

本市では、この都市計画の基本理念に基づき、土地の合理的な利用が図られるよう、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなす土地利用に関する制度である区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の区分を、昭和４６年に県が都市計画決定しており、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等を図っております。

対象地区は、現在、畑として耕作されており、都市的土地利用がされていないことをみすぼらしいという主観的な意見をもって、合理的な土地利用がされていないという主張には、都市計画法第２条の趣旨に照らし合わせると、疑義があると考えております。

次に、「(４) 一般国道７号青森西バイパス及び臨港道路１号線沿道は、無秩序に市街化した土地の敷地整序及び景観整備を推進することが目的であるとの主張について」です。これは、請願の趣旨⑤、⑥に関連するものであります。

市街化調整区域である一般国道７号青森西バイパスなど幹線道路沿いの現在の土地利用は、本市の開発許可基準に基づき許可を得た上で、幹線道路の沿道サービス施設等として必要な施設が立地しており、市街化調整区域における秩序ある土地利用を図っております。

また、現在、対象地区内では、本市の開発許可基準に基づき許可を得た上で、開

業に向けて店舗の建築工事が進められているものもあります。

次に、「(5) 主に農用区域に指定されている新城川沿いの一帯は、洋上風力発電関連の新産業立地のための都市基盤整備を推進することが目的であるとの主張について」です。これは、請願の趣旨⑥に関連するものであります。

先ほど申し上げましたとおり、港湾管理者である青森県の見解としましては、請願の対象地区はバックヤードとして使用する予定はないとしています。

一方で、請願の対象地区以外で洋上風力発電関連産業の集積は想定されますが、産業用地を新たに整備するに当たっては、経済産業省が産業用地整備ガイドブックなどを作成しており、同ガイドブックなどによりますと、検討段階から企業立地に至るまでの産業用地整備の手順フローとして、立地可能性調査や、その適地選定に係る条件などが示されており、本市では、こうした手順を踏まえた検討が必要であると考えています。

こうした産業用地の選定については、安易に市街化調整区域である請願の対象地区に限定することなく、まずは、市街化区域内の土地を優先としつつ、仮に市街化調整区域を対象とする場合には、市街化区域内において適切な土地がないと認められ、かつ、災害の防止その他事情を考慮し、やむを得ないと認められる場合には、県が定める青森都市計画区域マスタープランや、本市の都市計画に関する基本的な方針である青森市都市計画マスタープランとの調和が保たれることを前提とし、地域を取り巻く経済環境や産業動向を踏まえ、企業立地ニーズの把握、交通アクセスなど地域の立地条件、新たなインフラ整備の必要性の有無などを整理しながら、整備手法も含め、その適地を選定する必要があるものと考えております。

なお、経済産業省が示す同ガイドブックには、一次候補地の選定条件として、埋蔵文化財包蔵地について極力除外することを条件としておりますが、請願の対象地区は、その約半分が埋蔵文化財包蔵地の範囲に指定されています。

次に、「(6) 都市計画提案に当たっては、対象地区の土地所有者の概ね全員の同意を得ることが可能と見込まれているとの主張について」です。これは、請願の趣旨⑦に関連するものであります。

本市では、都市計画提案の手続に関し、青森市都市計画提案制度の手続きに関する要綱を定めており、提案を受け付ける主な要件として、対象となる区域の土地所有者等の人数・面積ともに3分の2以上の同意の確保や周辺環境への検討がなされていることなどを要件としています。

この要件のうち、同意の確保に関し、請願の対象地区の複数の土地所有者から、次のような声が寄せられています。

2点ほど御紹介させていただきます。「請願者から6月議会で市議会に対して請願を提出する予定がある旨の資料が送付されてきたが、自分としては、現状のままでも今後も土地利用を続けたい」、「請願者から送付された資料にある土地利用計画は、県や市のまちづくりの方針に適合しているとされているが、事実なのか不安に思っ

ている」。以上のように、土地所有者から本市に寄せられた声や、現在、対象地区内で営業をされている方、さらには、今後の開業に向けて店舗の建築工事を進めている方なども含め、同意が得られるのか不明瞭であり、対象地区の土地所有者のおおむね全員の同意を得ることが可能と見込まれているとの主張には、土地所有者等の全員同意が必要となる個人施行（同意施行）によります土地区画整理事業の実現性も含め、疑義があると考えております。

最後に、以上を踏まえまして、「3 本市の考え」を御説明いたします。

本市としては、前回、令和7年第1回定例会に提出された請願に対して、本市の都市づくりの方向性に相反するとして、考えを御説明させていただいておりますが、今回の請願で新たに主張されている内容についても、先ほど御説明いたしましたとおり、港湾管理者である青森県の見解をはじめ、請願者は、疑義がある内容を請願の趣旨として主張されておりますことから、本請願への対応は困難であると考えております。

御説明につきましては、以上でございます。

**○渡部伸広委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** かなり細かい説明でした。

もしかしたら、今の説明と答弁が重複するかもしれないんですけども、バックヤードの整備が必要という主張についての見解です。

県と事業者の両者とも、この対象地区を使用する予定はないということでしたけれども、請願の内容的には、市としてバックヤードを先行投資するべきだという趣旨があったと思いますけれども、バックヤードの先行投資に対する市の見解というのは、どのようなものなんでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 我々からお渡ししました資料の4ページの（5）を御覧いただければと思います。

こういったバックヤードの整備が必要かというのは、恐らく産業側といいますか、事業者であつたりとか関連産業の集積ということも踏まえて、現在、関係部局において検討が進められていると承知しておりますけれども、そういったのも含めて、一般論といたしまして、新たに産業用地を整備、確保する場合がありますと、経済産業省がガイドブックをつくっておりますとおり、まず都市計画的な考え方から申し上げれば、既に市街化区域で、まだ十分に活用が図られていない土地がある場合は、そういったことを図ることを第一優先として、そういったものがなくて、どうしても市街化調整区域を使わなければならないとなった場合には、その地区——そこを一つとして捉えることなく、全体として一番最適な場所といいますか、やむを得ない場所がどこなのかを考える必要があると。その前提には、こういった企業を引き込みたいとか、産業の集積のいわゆる立地的なニーズ等を把握することが第

一優先だろうと考えておりまして、我々といたしましては、その土地に関係することなく、まずはそういったところを含めて考えることであって、先行投資した場合、最終的にはそこが使われなかったということもあり得るわけですから、今の段階で、そこを当てにすることは考えていないところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

となると、普通に一般論として、事業者なりがバックヤードとして対象地区を絞って、ここをバックヤードとして使いたい、あるいはそういう地区を絞らないにしても、バックヤードとしてどこか必要だということがあって、初めて市が検討をしていくことになっていくかと思うんですけれども、地区を絞らないでも、現段階で、バックヤードとして、どこかいいところはないですかという相談は、そもそもあるんでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 部局が経済部になるかもしれないので、少なくとも都市整備部にそういった声は聞こえてはきていませんけれども、もしかしたら、産業政策で聞こえているかもしれませんので、ちょっと我々から答えることはできないかもしれないです。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 了解しました。

頂いた資料は、かなり丁寧になっていて、すごく大事だなと思ったのが、資料の5ページで、対象地区の複数の土地所有者からの声が紹介されていて、そもそも土地の所有者が、自分としては現状のままで今後も土地利用を続けたいなど、そういった声があるということは、やはり大事なことだと思います。

そもそもこの土地区画整理の提案でしたか——敷地整序型土地区画整理事業の実施については、何て言うんでしょう、イメージ的に、市がこの土地を区画整理したいということを土地所有者に、ばんと言うよりは、土地の所有者たちから、この土地を区画整理してくれないかという提案があるのかと思うんですけれども、その関係性はどうなんでしょう。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 趣旨としてはそうでありまして、今回の都市計画提案制度自体は3分の2以上の同意という形になっておりますので、必ずしも全員の同意が必要なものではないと考えておりますけれども、今回、敷地整序型土地区画整理事業ということを申してございまして、厳密には趣旨とちょっとずれてくるかもしれませんが、いわゆる敷地整序ということと言えますと、その土地の区画を何て言うんでしょう、交換すると言いますか、区画の境目をいじるという形になってございまして、そうやってきた場合は、いわゆるここに記載のとおり個人施行（同意施行）——同意施行というのは、いわゆるデベロッパーないしは、そういった一者

に対して、それぞれの地権者が全員同意の上、その者が施行するものになっておりまして、いわゆる地権者同士で合意の上、境界の整理を行っていくのが敷地整序型土地区画整理事業でありますので、こちらについて全員同意が前提かと我々としては考えているところであります。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 質疑としては最後ですけれども、やっぱり一番念頭にあるのは令和5年9月議会の請願についてです。

このときの請願の趣旨としては、簡単に言ってしまうと、都市機能誘導区域の整備を今のままでいいのか、固定的に捉えないで、もっと弾力的に広げていくことも含めて考えていくことが必要じゃないかという趣旨だったかと思うんです。

それで、この請願が通った後、協議をしてほしいという趣旨だったと思いますけれども、当該地域についての区画整理も含めた協議は行われているのでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 令和5年第3回定例会で請願が採択されて、そのときの請願者との現在までの協議状況のお尋ねかと認識しております。

前回の3月議会の際にも御答弁申し上げていますが、断続的に請願者の方に来訪していただいていますので、断続的に協議を行っているところであります。

直近ですと、6月9日にも来訪されて、協議を行っているところでありますが、前回の請願のときの市の考え方ということで御答弁申し上げて、御説明申し上げますとおり、本市のまちづくりに関する考え方との整合だったりとか、先ほど都市機能誘導区域というお話もありましたけれども、いわゆる行政的な制度上のところとの考え方というところが、まだまだギャップがあるのかなというふうに考えているところであります。そういったところについては請願自体は有効なものですから、協議はされるものではありますが、実現されるかどうかというのは、そういった制度上の話にも引っかかってくるかと考えております。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 分かりました。

この頂いた資料は、かなり丁寧で、私としては納得できる内容で、特にバックヤードの整備については、前回の請願と同様で、そもそも事業者も県も、この地区を使用する予定はないということで、そうした使用する話があって、初めて市としても、この先行投資の相談を始めていくべきものだということもありますので、この請願については賛成いたしかねるということです。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。中村委員。

**○中村美津緒委員** 部長の御丁寧な答弁ありがとうございました。

委員の皆さんも請願者から丁寧な御説明をいただいたと思うんですけれども、私も請願者から非常に丁寧に説明を受けました。

その中で、先ほど部長の答弁では、秩序ある開発を進めてきたという話をずっと

御説明されてきましたけれども、至って請願者に関しては、この周辺、本市にとってはこの市街化調整区域を逆に、無秩序に、今まで許可を与え続けてきたことに対して、非常に疑義があるという言い方をしておりました。

また、半田屋の角にシャトレーズが今、建設中でした。こちらに対しても、無秩序な開発許可を与えているというような表現をされていました。

これについて、市は無秩序に市街化調整区域に対して、開発許可を与えてきたんでしょうか。御説明をお願いします。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 市街化調整区域の開発許可制度というところの趣旨の御質疑だというふうに伺いました。

市街化調整区域自体は、市街化区域・市街化調整区域の区域区分制度ということで、市街化調整区域は厳密な目的を持って開発許可がなされるものであって、原則開発許可はされないものであるというのは、制度の根底にあります。

一方で、都市計画法であつたりとか関連条例のところ、一定の制約の下で開発許可が許可されるものというのがあります。

その1つが、いわゆる沿道サービス施設というのが、ここでよく使われているものでありまして、こちらはいわゆる幹線道路の沿道の部分には、沿道の利用者のための施設というのは、限定的に設置されるべきだということで限定的に許可しているものでありまして、それがまず1つであること。目的を限定した形で許可を行っているというのが1つ。

もう1つは、恐らく排水であつたりとか、環境配慮とか、そういったところでの無秩序なことなんだろうと思いますけれども、開発許可に当たりましては、土地の区画形質の変更でありますので、開発することによって排水であつたりとか、土地利用であつたりとか、そういったところが適切になされてるかどうかについては、個別に審査を行っているところでありまして、それぞれの審査の内容が適しているものであれば、許可を与えることになっておりまして、1件ずつ審査を行うことによって、秩序ある土地利用の増進を図ると考えております。

**○渡部伸広委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 今定例会で議員が、この請願についても、たしか取り上げていたと思うんです。その中のキーワードとしてなんですけれども、立地条件から、都市的土地利用ですか、要するに新青森駅から500メートル、1キロメートルの範囲、明らかに都市的土地利用をされるべきですと。

なので、近隣の市民からはみすばらしい、要するに畑とかをやっている、そういう土地をみすばらしいじゃないかという言い方をしていたんですよ。でも、新青森駅から500メートル、1キロメートル——1キロメートルと言ったら、私の知り合いが新城川沿線で田んぼもやっている。それに対して、みすばらしいという言い方も非常に失礼じゃないかなと聞いていました。この活字を見ても、ちょっと失礼じゃ

ないかなと思ってですね。ましてや、この紹介議員の中の関係している施設で 500 メートル、1 キロメートル以内で畑をやっているでしょう。だから、この請願の紹介議員の言っていることも、ちょっと矛盾しているんじゃないかなと、言っていることに私はすごく疑義を感じていました。疑義を感じながら聞いた一般質問でした。

今回も私、今悩んでいるんですけども、かといって、これはどうなんでしょう、この請願、例えばですよ、本会議でいろんなことがあったとしても、また請願をずっと出し続ける。請願の乱発、これはどうなのかなというふうに考えさせられます。

実際、請願がなくても、先ほど部長が言ったように、市は協議に応じているわけでもんね、請願がなくても。

だから、請願者も誠意を持って、市とずっと協議し続けられればいいわけですよ。請願に限らず、誠意を持ってずっと協議し続ける。そういったことも可能なんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありますか。工藤委員。

**○工藤健委員** 請願の理由、内容について読ませてもらっていますけれども、例えば今、中村委員が言いましたけれども、みすぼらしいと言われているとか、あるいは同意を得ることが可能であるとかという、どうも請願者の主観的な表現が多いような気がするんですよ。

答弁で、いろいろ事実確認をしていただきながら、具体的な説明をしていただきましたけれども、それを踏まえますと、やはり今回、請願については賛成しかねるというのが私の意見です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第 4 号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第 4 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○渡部伸広委員長** 起立多数であります。

よって、請願第 4 号は採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○渡部伸広委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）について、御報告いたします。

資料1を御覧ください。

規制区域の素案につきましては、本市では青森県と共に盛土規制法に基づく規制区域の指定をするための基礎調査を行っており、その中で素案を作成し、本年3月開催の当常任委員会で御報告した後、わたしの意見提案制度を活用して令和7年4月1日から4月30日まで意見の募集を行った結果、3に記載のとおり、市民等の皆様からの御意見はありませんでした。

4に記載のとおり、意見の募集結果と規制区域の最終案の公表につきましては、意見募集時と同様、市のホームページに掲載するほか、各庁舎及び市民センター等において縦覧に供することとしており、縦覧期間は令和7年6月30日から7月31日までとしております。

また、資料2は規制区域（最終案）となりますが、本年3月の当常任委員会で示した内容に変わりはありません。

今後につきましては、県と時期を調整した上で、基礎調査の結果を公表した後、公示により規制区域を指定することになります。規制の開始は令和8年4月を予定しております。

説明については、以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 市道で発生した街路樹の枝折れ落下事故につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年1月6日月曜日、午前10時頃、市道桜川1号線の桜川三丁目5番11付近におきまして、長さ約50センチメートル、直径約5センチメートルの街路樹の枝が落下し、走行していた車両のボンネット及びフロントガラス下のデッキガーニッシュを損傷させたものであります。

当該街路樹につきましては、日常点検において樹木の外観に異常はなかったものの、年末からの連続的な降雪により、多くの荷重がかかったことが枝折れ落下の原因と想定されます。

今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議しながら、損害賠償について相手方と交渉中であります。

街路樹の点検につきましては、これまで担当課職員による巡回パトロールの際に、枯れ枝や落下の可能性がある枝を確認した場合には、剪定作業等を行ってきたところではありますが、今回の事故の報告を受けて、市道桜川1号線の街路樹を改めて点検し、枯れ枝や落下の可能性がある枝については除去しております。

今後におきましても、事故の未然防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「戸山中央公園の施設被害について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 令和7年5月15日、戸山中央公園における施設被害について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

本事案が発見された日時は、令和7年5月15日木曜日の午前10時頃で、被害場所につきましては、戸山中央公園内の赤色の丸で囲んでおりますトイレの窓ガラスとトイレ壁面であります。

資料の2ページを御覧ください。

被害状況といたしましては、窓ガラスには、内部から何らかを使用してできた約3センチメートルの打痕とガラス全体にひびが入っております。

壁面は、外部からの何らかの衝撃が加わったことでサイディングが折れ、内部が幅約30センチメートル、高さ約45センチメートルへこんだ状態となっております。なお、へこんだ壁面とその近辺には足形が残っております。

資料の3ページを御覧ください。

状況の経過についてであります。5月11日日曜日の午前10時頃の清掃作業時には異常が見られませんでした。翌12日月曜日の午前10時頃の清掃作業前に窓ガラスに破損を確認し、指定管理者へ報告しております。

指定管理者が破損状況と周囲の状況から、窓ガラスに対して外部からボールなどがぶつかってできた破損であると判断したため、翌13日にガラスを防護するための板を設置するとともに、施設破損防止を促すための看板を設置しております。

その後、翌14日の午前10時頃の清掃作業時には異常は見られなかったものの、翌15日木曜日の午前10時頃の清掃作業前に外壁の破損を確認し、直ちに指定管理者へ報告、指定管理者と公園河川課職員が現地を確認し、青森警察署へ通報したものであります。

なお、青森警察署が現地を確認した際に、窓ガラスの破損につきましては、外部からの衝撃ではなく、トイレ内部から何らかを使用してできた破損であると判断しております。

発生日時につきましては、指定管理者の清掃作業員が最後に確認した5月11日

日曜日の午前 10 時頃から窓ガラスの破損を確認した 5 月 12 日月曜日の午前 10 時頃までの間と、5 月 14 日水曜日の午前 10 時頃から外壁の破損を確認した 5 月 15 日木曜日の午前 10 時頃の間となっております。

青森警察署立会いの下、指定管理者及び公園河川課職員が現地を確認した際に、トイレ内部にはガラス片が落ちていたことに加え、壁面に足形が残っており、意図的な行為であると判断しましたことから、市は 5 月 15 日木曜日付で青森警察署に被害届を提出し、同日付で受理されております。

今回の事案を受けまして、市といたしましては、今後同様の事案が発生しないよう、利用者に対して公園施設の取扱いについて注意喚起の貼り紙をするとともに、青森警察署におきましては、巡回パトロールの強化を図るとのことであります。

報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「浜田中央公園の施設被害について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 令和 7 年 5 月 23 日、浜田中央公園における施設被害について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

資料の 1 ページを御覧ください。

本事案が発生した日時は、令和 7 年 5 月 23 日金曜日の午後 3 時半頃で、被害場所につきましては、浜田中央公園内の赤色の丸で囲んでおりますトイレの窓ガラスであります。

被害状況といたしましては、男子トイレ窓ガラスに何らかの衝撃が加わったことで、割れて破損している状態となっております。

資料の 2 ページを御覧ください。

状況の経過につきましては、5 月 23 日金曜日の午後 3 時半頃、園内を散歩中の一般市民の方が、トイレ付近でバスケットボール遊びをしている利用者が、トイレに向かってボールをぶつけ、窓ガラスを割り、立ち去ったところを偶然発見したことにより発覚しております。

その後、午後 4 時頃、一般市民から通報を受けた青森警察署が現地で状況を確認し、公園河川課に報告しております。

浜田中央公園トイレには、令和 6 年度から青森地区防犯協会が防犯カメラを設置しており、防犯カメラに残された映像には、通報した一般市民の方が発見した時間と同じ時刻に、男性 1 名がトイレに向かってボールをぶつけるような映像が残されており、午後 4 時 50 分頃、青森警察署立会いの下、公園河川課、指定管理者が現地で確認をしております。

防犯カメラに残された映像では、意図的にガラスを破損させようとしたのかは不明であるものの、トイレのガラスが破損していたことから、市は 5 月 28 日水曜日付

で青森警察署に被害届を提出し、同日付で受理されております。

今回の事案を受けまして、市といたしましては、今後同様の事案が発生しないよう、利用者に対して公園施設の取扱いについて注意喚起の貼り紙をするとともに、青森警察署におきましては、巡回パトロールの強化を図るとのことであります。

報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は、関連する3件の事故について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 道路側溝及び市道の破損に起因して発生した事故3件につきまして、配付しております資料に基づき御報告いたします。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月13日、午後10時30分頃、市内筒井在住の方が市道筒井八ツ橋2号線を北から南方面に向かい歩行中、側溝の蓋がない箇所に転落し、左足首及び右下腿部を負傷したものです。

今後、治療の経過を注視しながら、補償につきましては、市が加入している保険の引受会社と協議の上、相手方と交渉を進めることとしております。

また、事故現場につきましては、コンクリート蓋の設置を予定しており、現在は転落防止のため、三角コーンを置いて注意喚起を実施しているところであります。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和7年5月4日、午後6時頃に、三内字丸山の市道三内丸山44号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤを損傷したものです。

資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和7年5月7日、午後8時52分頃に、卸町の市道中央卸売市場1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものです。

資料2及び資料3の事故現場につきましては、事故の通報を受け、道路維持課職員が現地状況を確認の上、速やかに応急補修をしております。

なお、この2件の事故につきましては、幸いけが人はなく、補償については、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほか、市ホームページ上で、広く市民の皆様に情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告につきましては、以上であります。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 資料2と資料3に関連して、最近道路の破損による事故が多いと感じているんですけれども、特に、例えば資料3でいうと、事故発生場所にかなり大きな穴が空いていて、その対応として施工後が、いわゆる天ぷらと言うんですか——穴埋めをしたということなんですけれども、ただ、写真を見れば、この周りもかなりがたがたで、また何年もしないで、すぐに穴がどんどん広がっていくと思うんですよね。

こういう事故があった場所は、もうちょっとこう、いわゆるパッチングと言うんですか、あのような、もうちょっとちゃんとした補修をやるべきなんじゃないかと思うんですけれども、見解をお示してください。

**○土岐政温都市整備部理事** まず、穴埋めを道路の穴の大きさや深さによって、常温合材あるいは加熱合材で応急処置いたします。同じ箇所でも複数回発生したケースなどは、緊急性が高いということで、ちょっと広い範囲でパッチングなどを行うケースはあります。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** そういう事故が複数回あったから、ちゃんとやろうということじゃなくて、そういう事故を未然にどうやって防ぐかということが大事だと思っていて、例えば資料2のところも、周りはかなりひびが割れていて、こういうところは、一冬を越せば、また大きな穴が空いたりして、まして広がって行って、またこういう事故の危険が出てくると思うんですよね。

やっぱりもうちょっと、こういう事故が発生したところは、特に最初からきちんと舗装していくとか、そういうことも必要なのではないかなと。最近、特に事故が多いですから、気をつけていただければと思います。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )